山口県がん検診受診促進協力事業所制度Q&A

Q1 登録を申請できる企業等に条件はありますか?

A1 県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有する企業であれば、規模(従業員数)、 業種等は問いません。

Q2 対象となるがん検診の内容はどのようなものですか?

A 2 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定める以下の内容の検診が対象となります。

種 類	検 査 項 目	対象者	受診間隔
胃がん	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡	50歳以上※1	2年に1回※2
	検査のいずれか		
肺がん	問診、胸部エックス線検査及び喀痰検査	40歳以上	年1回
大腸がん	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
子宮がん	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
乳がん	問診及び乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回

- ※1 当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可
- ※2 当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可

Q3 胃がんの内視鏡検査や肺がんのCT検査などの受診勧奨を行う企業等は、登録事業所に加入できますか?

A3 Q2に掲げる国の指針に基づくがん検診以外であっても、従業員の健康の維持増進のため に行うがん検診であれば、その受診勧奨を行う企業等は、登録対象となります。

Q4 具体的にどのような活動をすればよいですか?

A 4 具体的な活動の例として、がん検診に関わる以下の活動があります。

《必須事項》従業員に対するがん検診の受診勧奨や受診への配慮

- ・従業員へのがん検診の呼びかけ
- ・社内での啓発ポスター掲示や社内報などによる情報提供
- ・がん検診やがん予防等についての勉強会や研修会の実施
- ・ 就業時間内での検診時間の確保
- ・がん検診普及員などの設置
- ・無料検診や費用一部負担
- ・要精密検査者に対する受診勧奨や就業時間内での検診時間の確保
- (1) 顧客等に対するがん検診受診の呼びかけ
 - ・顧客窓口等でのチラシの配布
 - ・顧客窓口等でのポスターの掲示
- (2) 県や市町等が実施するがん検診受診率向上に係る啓発等、がん対策推進の取組みへの協力
 - ・イベント運営への協力
 - ・イベントへの参加・動員
 - ・ホームページ等を活用した情報発信
- (3)従業員にとって、がん療養及び家族看護しやすい環境に配慮

及び(4)従業員が、がん経験を理由に不利益な取り扱いを受けることがないよう配慮

- ・ がんに罹患した従業員の相談支援(相談窓口の設置等)
- ・ がんに罹患した家族の看護のための配慮(特別休暇の設定等)
- ・ がんに罹患した従業員の就労支援(勤務時間の配慮等)
- (5) その他、がん検診の受診促進に関する活動
 - ・企業方針としての表明
 - ・系列企業や取引企業に対する情報提供
 - ・独自のパンフレットやポスター等の作成
 - ・福利厚生や健康管理の一環としてのがん検診の実施

Q5 登録要件に示された活動をすべて行う必要がありますか?

A 5 いいえ。いずれかを行うように努めれば申請可能です。可能な活動から始めてください。

Q6 協力事業所にとってのメリットは何ですか?

A 6 県や市町等は、協力事業所にがん検診の普及啓発等の情報や媒体を提供します。 また、県のホームページで協力事業所名を公表したり、協力事業所自身によって公表する ことができます。さらに、県の業務委託において政策入札制度へ登録をすることができます。

Q7 協力事業所に義務はありますか?

A 7 登録要件に示された活動を行うように努める以外の義務はありません。なお、活動内容について、県のアンケート調査等へご協力を求めることがあります。

Q8 申請や登録にあたり費用は必要ですか?

A8 いずれも費用は必要ありません。

Q9 複数の場所に事業所を持つ企業等はどこで申請すればよいですか?

A9 事業所ごとに申請しても、まとめて申請しても構いません。不明な点は、申請にあたり、 山口県健康福祉部医療政策課までお問い合わせください。

Q10 「やまぐち健康応援団」に登録していますが、新たに申請と登録は必要ですか?

A10 「山口県がん検診受診促進協力事業所制度」はがん検診に特化した制度ですので、新た に申請と登録をお願いします。

Q11 登録更新の申請は必要ですか?

A11 特に申出がない場合、自動的に1年間有効期限が延長されます。登録事項に変更のない場合は、更新の申請は必要ありません。

Q12 登録事項の変更や登録の取消しはできますか?

A12 所定の届出を行えば、登録事項の変更や登録の取消しを行うことができます。